

(平成23年6月1日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認旭川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 旭川厚生年金 事案 828

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の株式会社Aにおける資格喪失日に係る記録を平成14年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月31日から14年1月1日まで  
昭和49年3月1日に株式会社Aに入社し、平成13年12月31日までB担当として勤務していたので、申立期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人は、株式会社Aに平成13年12月31日まで勤務していたことが確認できる。

そして、事業主は、当該事業所では、厚生年金保険料を当月の給与から控除していたと回答しているところ、申立人から提出のあった平成13年12月の給料支払明細書から、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、平成13年12月の給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から、50万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所(当時)に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険

料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA株式会社B工場における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和19年4月18日、資格喪失日は20年8月20日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については30円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年4月18日から20年8月20日まで  
昭和19年3月頃からC株式会社(適用事業所名称は、A株式会社B工場)で、D担当としてE業務をしていた。同じD担当の同僚の名前を記憶しており、厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できないので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A株式会社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳には、申立人と同姓同名で生年月日が一致しており、同事業所において昭和19年4月18日に資格を取得したとする被保険者記録が存在し、基礎年金番号に統合されていないことが確認できる。

また、申立人が名前を記憶していた同僚二人についても、A株式会社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳により、昭和19年4月18日に被保険者資格を取得したことが確認できるところ、このうち連絡の取れた一人からは、「C株式会社の入社と退社は申立人と一緒だった。」との証言を得ていることから、申立人が同社に勤務していたことが認められ、前述の統合されていない厚生年金保険被保険者記録は、申立人の記録であると判断することができる。

さらに、前述の厚生年金保険被保険者台帳には、申立人及び同僚二人の資格喪失日の記載は無く、「火災類焼のため名簿照会不可能」と記載されていることが確認できるものの、申立人は、「終戦日の数日後に帰省した。名前を記憶

している二人も一緒だった。」と述べており、オンライン記録では当該同僚二人の資格喪失日は昭和20年8月20日となっていることから、申立人の資格喪失日も、当該同僚二人と同日とすることが妥当である。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和19年4月18日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、20年8月20日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人のA株式会社B工場に係る厚生年金保険被保険者台帳の記録から30円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る被保険者記録は、資格取得日が昭和58年4月1日、資格喪失日が平成14年1月1日とされ、当該期間のうち、13年12月31日から14年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を36万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和32年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成13年12月31日から14年1月1日まで

勤務していた株式会社Aが資格喪失年月日を誤って記載し、社会保険事務所(当時)に提出したため、申立期間の厚生年金保険の記録は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであるが、平成13年12月31日まで継続して勤務していたので、申立期間についても年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和58年4月1日、資格喪失日が平成14年1月1日とされ、当該期間のうち、13年12月31日から14年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人は、株式会社Aに平成13年12月31日まで勤務していたことが認められる上、同社を

同日付けで退職した同僚の給料支払明細書において、同年 12 月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社 A における平成 13 年 11 月のオンライン記録から、36 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成 13 年 12 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の株式会社Aに係る被保険者記録は、資格取得日が昭和58年4月1日、資格喪失日が平成14年1月1日とされ、当該期間のうち、13年12月31日から14年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年1月1日とし、申立期間の標準報酬月額を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年12月31日から14年1月1日まで

勤務していた株式会社Aが資格喪失年月日を誤って記載し、社会保険事務所(当時)に提出したため、申立期間の厚生年金保険の記録は、厚生年金保険法第75条に該当し、年金額の計算に反映されないとのことであるが、平成13年12月31日まで継続して勤務していたので、申立期間についても年金額の計算の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aに係る厚生年金保険の被保険者記録は、資格取得日が昭和58年4月1日、資格喪失日が平成14年1月1日とされ、当該期間のうち、13年12月31日から14年1月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されている。

しかしながら、雇用保険の加入記録及び事業主の回答から、申立人は、株式会社Aに平成13年12月31日まで勤務していたことが認められる上、同社を

同日付けで退職した同僚の給料支払明細書において、平成13年12月分の厚生年金保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社Aにおける平成13年11月のオンライン記録から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失に係る届出を社会保険事務所に対し誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成13年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 31 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 11 月から 53 年 7 月 21 日まで

A新聞の職業紹介欄を見て、B株式会社に入社し、昭和 51 年 11 月から 53 年 7 月 21 日まで勤務していたと思う。

現在の職場のお客さんで、B株式会社に勤務していたことがある方と話した際に、その方は「1か月しか働いていなかったが、厚生年金保険は掛かっていた。」と言っていた。

B株式会社に勤務していた期間に厚生年金保険の加入記録が無いのはおかしいと思うので、申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の証言から、申立人が申立期間当時にB株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、前述の同僚の証言からは、申立人の勤務期間を特定することはできない上、申立人は、申立期間当時の同僚の名前を名字しか記憶していないことから特定することができず、申立人の勤務期間を確認できる証言は得られなかった。

また、申立期間当時、経理を担当していた当時の事業主の妻は、「男性は全員が厚生年金保険に加入していたが、女性は本人の希望により、加入しない場合もあった。」と回答しており、B株式会社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったものと考えられる。

さらに、B株式会社は昭和 53 年 7 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について確認す

ることができない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の整理番号に欠番も無いことから、社会保険事務所（当時）において、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人はA新聞の職業紹介欄を見て、B株式会社に入社したと主張しているが、C市中央図書館が保管する同新聞のマイクロフィルム（昭和50年10月から51年11月発行分まで）の職業紹介欄には、同社の求人に係る記載を見つけることはできず、申立人の勤務期間及び雇用形態等を確認することはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は得られなかった。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 1 日から同年 6 月 20 日まで  
昭和 32 年 3 月頃から A 株式会社にて B 業務の担当者として勤務し、厚生年金保険に加入していた。

厚生年金保険の加入記録は昭和 32 年 6 月 20 日からとなっているため、申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた同僚の回答から、申立人が、厚生年金保険の加入記録のある昭和 32 年 6 月 20 日より前から、A 株式会社にて勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当該同僚は、申立人の勤務開始時期は分からないと回答している上、申立人が、申立期間当時、仕事の内容や雇用形態等が同じであった同僚として名前を挙げた別の二人は居所不明であり、申立人の勤務開始時期を特定できる証言を得ることはできなかった。

また、申立人が、自分が入社した昭和 32 年 3 月頃には、既に勤務していたとする二人の同僚についても、愛称のみの記憶であり氏名は不詳であることから特定することはできなかった。

さらに、申立人が、昭和 32 年 5 月の連休明けに入社してきたとする別の同僚二人についても、A 株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が記憶する当該二人と同姓の被保険者の加入記録は確認できないことを踏まえると、同社では、申立期間当時、全ての従業員について、入社当初から厚生年金保険に加入させる取扱いとはしていなかったことがうかがえる。

加えて、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によれば、申立人に係る記号番号「\*」の払出年月日は、申立人と同時期に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚と同日の昭和 32 年 6 月 28 日であることが確認で

き、申立人のA株式会社における被保険者資格の取得日に不自然さは無い。

その上、A株式会社は、昭和32年6月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間当時の事業主も居所不明であることから、申立人の申立期間に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 旭川厚生年金 事案834

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和23年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年5月26日から46年12月1日まで  
昭和45年5月26日から46年12月1日まで、A株式会社でB担当の仕事をしており、厚生年金保険に加入していたものと考えていた。  
申立期間について厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していた同僚の証言及び申立人の戸籍の附票（昭和45年5月26日、C市D区E町\*）から、期間は特定できないものの、申立期間当時、申立人がA株式会社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は見当たらない上、申立人が記憶していた前述の同僚は、「申立人は、昭和45年5月頃から勤務していたと思うが、まだ会社は設立途中で、（社員は）各人で国民健康保険に入っていたと思う。給与から厚生年金保険料を引かれていた記憶は無い。」と回答しており、当該同僚にも同社での厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

また、申立人は、社長を含む上司及び同僚として別の4人の名前を記憶しているが、このうち3人には、A株式会社における厚生年金保険の加入記録は確認できない上、残りの一人は名字のみの記憶のため特定することができなかった。

さらに、A株式会社は、商業登記簿謄本から、平成8年6月1日に解散していることが確認できる上、申立期間当時の取締役は死亡等により照会できず、申立内容を裏付ける証言等を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。